

JATAN 2013 年度活動報告書

熱帯林行動ネットワーク(JATAN) 事務局

1. 「村落林」プロジェクト（インドネシア・リアウ州）（継続） リアウ州における「村落林」制定に向けたエンパワーメント支援と REDD+事業の実地的検証（継続） （2013 年度地球環境日本基金助成プロジェクト）	
計画	2013 年度は、認証後の森林管理についてセガマイ/セラプンへのファシリテーションを行う。また、テルク・ラヌス村では 12 年度の活動で、地元のシアック県政府とのあいだで利害調整がつつきつつあるので、林業省に対する県からの「村落林」推薦を勝ち取るため、YMI とともにロビーイングを強化するとともに、村の専門委員会の管理規制作成支援を行う。ケルムタン地域のコミュニティにも 2010 年までの協働実績を踏まえ、「村落林」準備のためのファシリテーションを行いたい。
報告	1. シアック県森林局との折衝に注力したが、前州知事・県知事が絡む汚職事件の摘発の影響から行政が新コンセッション発効に消極的。 2. 「村落林管理委員会(KPHD)」の発足と管理計画の作成について BPDAS との交渉、コンセッションが隣接する企業への働きかけなどサポートを行ってきた。 3. ケルムタンで村落林申請支援を手掛ける他の NGO と複数回会合を持ったが、具体的な協働まで至らなかった。
2. 住民支援プロジェクト（インドネシア・リアウ州）（継続）	
計画	ビンジャ村の手前の村、ペトダアン村を対象としたい。村の要望は竹、パンダンを使ったハンディクラフトだが、いまはそこまで意識が高まっていないので、来期の日本基金では、村の女性たちを対象に家計管理のスキル向上のサポートを行いたい。あと、ビンジャイ村のクレジットユニオンは成功している所以この成功体験をもとに RWWG と協働で外部の専門家招聘によるセミナーを企画する。
報告	今年度の計画では、ペトダアンで、ビンジャ村が成功裏に行っているクレジットユニオンを導入し、女性たちの経済的自立を促すキャパビル支援を目指すことになっていた。ただし、ペトダアンで活動をはじめた直後から、村の女性たちは直接的な経済収入を得られる農園経営やクラフト工芸品の方に強い関心をもっており、クレジットユニオンにはあまり興味がないことが判明。結果的にペトダアンではプロジェクトの合意を得られなかった。代わりに、ビンジャイ村での支援を発展・継続させた。
3. REDD+関連現地調査（インドネシア・リアウ州）（継続）	
計画	カンパール半島やケルムタンでは政府と企業が主導する REDD+プロジェクトが今後進んでいくので、地元のコミュニティと利害衝突の懸念がないか、また本来的な森林保護の観点からフィールドレベルのモニタリングを行う。
報告	ERC を含めるとリアウ州レベル・中央政府レベルでの REDD+計画は多く存在し、とくに半島北側で検討が進められている韓国政府との二国間協定による REDD+プロジェクトは、テルク・ラヌスの村落申請と利害衝突を起こしている。今後も注視が必要。
4. 豪州タスマニア（継続）	
計画	現地カウンターパートと緊密な連携を取りつつ、キャンペーン戦略の練り直しをする。また、9月に現地視察を行い、フィールドでも実情把握にも努める。
報告	昨年5月に世界遺産に含まれたスティックス深谷などの森林地帯を連邦政府が再び、伐採予定地に戻そうという申請を世界遺産委員会に提出。いまのところ、タ・アン社は仮に当該地帯が伐採可能となったとしても木材の提供を受けないと述べているが、先行きは不透明。
5. APP/APRIL キャンペーン（インドネシア産紙製品キャンペーン）（継続）	
報告	「アスクルの『安心して使えない』コピー用紙」キャンペーン APP社のコピー用紙の最大の販売元であるアスクル社とは数年にわたる協議を行っており、ア

	<p>スクールブランドのコピー用紙の主要な原料供給サプライヤーである WKS 社において広範な土地紛争等の重大な社会的係争が起こっていることを具体的な事例について再三説明した。アスクールが木材調達ガイドラインとして使っている LEI 認証も土地紛争を排除することはできないことから、調達方針の遵守のための具体的な動きを求めてきた。しかし、WKS 社が提示している土地紛争リストやセニエラン村の事例を認識しつつも、依然、方針に合った調達が行われていることを明言した。土地紛争の事実をちゃんと認識せず、調達方針通りの調達が行われているとする対応は消費者の環境意識を欺くものと考え、ウェブサイトにおいて、この問題を世に問うこととし、CEO 宛ての公開書簡を出した。その後も、LEI 認証を根拠として、調達方針との「乖離はない」との返答のままであったので、再度、反論を作成・公表しつつ、会合を継続中。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. FSC COC 取得支援事業 (継続)	
報告	格別の進展はなかった。

7. 会員拡大キャンペーン (継続)	
報告	6月に「オリエン×わたしたちの紙とコアラの関係プチ勉強会」を実施。

8. ウェブ充実化の取り組み (継続)	
報告	1月に「アスクルの『安心して使えない』コピー用紙」キャンペーン用の特設サイトをスタートさせた。

9. 輸入合板のキャンペーン活動 (サラワクとタスマニア) (新規)	
報告	タスマニア現地のカウンターパートとキャンペーンの実施に向けたコミュニケーションを継続しているが、13年度は実施にまで至らなかった。

10. インドネシア・オイルパーム農園企業 日本の金融機関による融資 人権問題 (新規)	
報告	2013年度はRSPOの年次会合に参加。プランテーション問題では、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、サラワクキャンペーン委員会、メコン・ウォッチなど国内の団体と連携し、現地視察のほか、海外ゲスト2名を含む公開セミナー「熱帯林とCSR:生物多様性と人権の視点から～パーム油と木材、紙製品」を行い、100名近い参加者を得た。

11. ボガブライ問題 日系企業による鉱山開発に伴う保護価値の高い森林が伐採されている問題 (新規)	
報告	日本企業(出光興産)による石炭の鉱山開発事業投資が絶滅危惧種指定されている天然林の皆伐や地域住民との環境汚染問題、先住民族との土地問題を引き起こしている問題について、JACES や気候ネットと連携し、当該企業の出光興産や融資を行っている国際協力銀行(JBIC)と会合を行った。特にJBICについては、JBICの環境社会ガイドラインに違反して融資決定を行っている点について、財務省NGO定期協議会でも問題提起を行った。JBICや財務省は、ガイドラインを都合よく解釈して違反していないと主張しているが、説得力は乏しく、この点を追及している。

12. ヴィクトリア(VIC)州のパルプ用天然林伐採問題 (危惧種コアラの生息地破壊) (新規)	
報告	NSW州での日本の製紙原料調達のための天然林伐採問題(ラッシュジャパン チャリティーバンクより助成)については、日本企業(日本製紙)直営のチップ工場と危惧種コアラの生息地である原料調達現場視察の報告書を作成した。関連情報として豪州のコアラ生息地となっている植林地でのFSC認証剥奪の事例に関する情報収集を行い、現地の活動団体から情報収集を行い、NSWの制度改革状況や問題点についてアップデートを継続しており、公開レターを作成し、当該企業に対して問題の是正を求める申し入れを行う予定。VIC州の木材チップ調達は当該チップ工場が今年末までに停止することもあり、調査は行わなかった。

※緊急性・必要性を鑑み、計画になかったが行った事業

(1) FPIC ガイドラインの策定	
報告	インドネシアなどで日本企業が行う REDD 関連の事業を行う際に、地域コミュニティとの間で土地利用に関わる軋轢等が回避できるようなセーフガードのツールとして FPIC ガイドラインの策定を、地球・人間環境フォーラムが主導しており、そのプロジェクトに参加している。昨年度は、FPIC ガイドライン version1 を公表し、現在 version2 へと改訂作業中。
(2) APP/エイプリル社によるコピー用紙・印刷紙に関連した GPN 購入ガイドラインの改正について	
報告	GPN 印刷・情報用紙購入ガイドラインの「重大な社会的な紛争がある地域からの調達禁止」を明確化した改訂版が導入され、エイプリル社の登録を阻止。一方で、APP 社については、4月に掲載停止を GPN 技術情報委員会において決定し、一旦停止となったが、APP 社の執拗な抗議を受け、対応を GPN 事務局で検討中。
(3) FSC 管理材リスクアセスメントでの先住民族の権利尊重	
報告	FSC ジャパンで行っていた管理材リスク評価作業において、北海道地域でのアイヌ民族の権利侵害の実態を適切に評価できていなかったが、様々な情報提供を行い、実態に沿って適切に北海道材のリスク評価を Unspecified Risk と導くことができた。結果として、製紙会社は北海道での木材を管理材として利用するには、検証プログラムを実施してアイヌ民族の権利尊重の確認が必要となった。
(4) 違法木材対策法制化	
報告	米国のレイシー法や EU 木材法や、豪州の違法木材対処する法律に沿って、日本でも同様の違法木材を国内法で違法とする法律の導入を地球・人間環境フォーラム、FOE Japan、レインフォレスト・アクション・ネットワーク日本代表部や海外の NGO ととも協力して行っている。昨年は、サラワク問題にフォーカスし、メディアにも取り上げられるようになってきており、議員の関心も高まってきている。